

資料



策定経緯

日 程	会 議 名 等
平成30年 5月22日	第1回こころ応援対策推進部会
6月12日	第1回保健対策推進会議
6月	各種団体ヒアリング調査実施
7月	こころの健康に関する住民意識調査の実施
7月	庁内各課事業棚卸し
8月	各課及び団体ヒアリング実施
10月12日	第2回こころ応援対策推進部会
10月24日	第1回こころ応援対策推進本部会議
11月 9日	第2回保健対策推進会議
平成31年 1月 4日 ～1月31日	パブリックコメント
2月 6日	第3回こころ応援対策推進部会
2月22日	第3回保健対策推進会議

平成26年 3 月26日 条例第12号

改正 平成30年 3 月26日 条例第11号

知立市保健対策推進会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第33条の規定に基づき、知立市保健対策推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 次に掲げる事務を担当させるため、推進会議を置く。

- (1) 知立市保健センターの運営及び市民の健康づくりに関する事項を調査審議すること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき、健康知立ともだち21計画を策定し、その実施を推進すること。
- (3) 食育基本法第18条第1項の規定に基づき、知立市食育推進計画を策定し、その実施を推進すること。
- (4) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、知立市こころ応援計画を策定し、その実施を推進すること。
- (5) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、保健又は学校教育の関係者
- (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者
- (4) 保育所又は幼稚園に在籍する児童の保護者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保険健康部健康増進課において処理をする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

知立市保健対策推進会議委員名簿

<2018 年度（平成 30 年度）>

（敬称略）

関係者	所 属	委員名
（１）学識経験者	名古屋市立大学看護学部教授	門 間 晶 子
（２）医療、保健又は学校教育 の関係者	刈谷医師会知立支部代表	水 野 健 雄
	知立市歯科医師会代表	花 井 光 造
	知立市薬剤師会代表	新 美 徳 洋
	衣浦東部保健所長	丸 山 晋 二
	知立市社会福祉協議会代表	佐 橋 勇 治
（３）地域団体又は公共的団体 の代表者	刈谷公共職業安定所代表	上 村 玲 子
	知立市区長会代表	小 橋 和 昭
	知立市民生・児童委員代表	稲 垣 令 子
	知立市主任児童委員代表	中 井 ま ゆ み
	知立市小中学校 PTA 連絡協議会代表	近 藤 尚 志
	衣浦東部保健所管内栄養士会副会長	西 牧 知 子
	知立市商工会代表	高 木 古 都 美
	JA あいち中央農業協同組合知立代表理事	飯 田 善 賢
	愛知県食品衛生協会安城支部知立分会	杉 浦 和 幸
	知立市健康ボランティア代表	井 上 吉 久
	知立市食育知立（ともだち）の会代表	神 谷 恵 美 子
（４）保育所又は幼稚園に在籍 する児童の保護者	知立市保育園保護者代表	太 田 衣 未
（５）市民	市民代表	大 原 憲 雄

知立市こころ応援対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、自殺予防に関して庁内の関係課等が理解を深めるとともに、密接な連携を図りながら、本市における自殺予防対策を円滑に進めるため、知立市こころ応援対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 知立市こころ応援計画等の策定に関し、必要な事項を調査及び審議すること。
- (2) 自殺予防対策の取組及び推進に関する関係部局との総合調整に関すること。
- (3) その他自殺予防対策の推進に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、副市長をもって充てる。

- 2 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は本部長が必要に応じて招集し、本部長は議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進部会)

第6条 推進本部に必要な事項を調査研究させるため、推進部会を置く。

- 2 推進部会は、本部長が指定する別表第2に掲げる者をもって組織する。

(担当者会)

第7条 推進部会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、担当者会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部、推進部会及び担当者会の庶務は、保険健康部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

推 進 本 部	
副市長	保険健康部長
教育長	市民部長
企画部長	教育部長
総務部長	衣浦東部広域連合消防局知立消防署長
福祉子ども部長	

別表第 2（第 6 条関係）

推 進 部 会	
保険健康部長	長寿介護課長
協働推進課長	健康増進課長
企画政策課長	市民課長
総務課長	経済課長
福祉課長	学校教育課長
子ども課長	生涯学習スポーツ課長

知立市こころ応援計画

【2019 年度(平成 31 年度)～2024 年度】

発 行：愛知県知立市 健康増進課
所 在 地：〒472-0031
愛知県知立市桜木町桜木 11 番地 2
電 話：0566-82-8211
